

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領

(平成 16 年 12 月 2 日技管第 99 号県土整備部長通知)

改正 平 22.4 平 28.4 令 2.4 令 3.4 令 4.4

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要領は、神奈川県県土整備局が発注する建設工事によって生ずる建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱いを定めることにより、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (2) 再生原材料 建設発生木材等を再生利用する目的をもって、破碎、切断、圧縮等の処理をしたマルチング材、燃料用チップ、製紙原料用チップ、木質ボード原料用チップその他の原材料をいう。
- (3) 再資源化 建設発生木材等を再生原材料又はボイラーの熱源、温水プールの熱源、発電のエネルギー源その他の燃焼により熱エネルギーを得る状態にすることをいう。
- (4) 再資源化施設 建設発生木材等を再資源化している施設をいう。
- (5) 指定事業者 第 3 条の登録を受けた事業者をいう。
- (6) 指定施設 指定事業者が設置する再資源化施設をいう。
- (7) 適正処理 建設発生木材等及びその他取扱廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた処理が行われており、同法を所管する行政庁から同法第 14 条の 3 若しくは第 7 条の 3 に基づく事業の停止処分、同法第 15 条の 2 の 6 若しくは第 9 条の 2 に基づく施設の改善命令、同法第 19 条の 3 に基づく改善命令又は同法第 19 条の 4、第 19 条の 4 の 2、第 19 条の 5 若しくは第 19 条の 6 に基づく措置命令等を受けていないことをいう。

(指定事業者の登録)

第 3 条 神奈川県県土整備局が発注する建設工事によって生ずる建設発生木材等の再資源化をしようとする者は、この要領に基づき指定事業者の登録を受けなければならない。

(登録の欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定事業者としての登録を受けることができない。

- (1) 第11条に該当し、指定事業者としての登録を取り消され、取消しの日から1年を経過しない者
- (2) その他県土整備局長が公益上特に不相当と認めた者

(登録要件)

第5条 指定事業者の登録を受けようとする者は、次の要件をそなえなければならない。

- (1) 建設発生木材等の再資源化について、廃棄物処理法第14条第6項の産業廃棄物処分量の許可及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)の許可又は同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の合併(分割)の認可を受けていること。
- (2) 一般廃棄物を取り扱う者においては、廃棄物処理法第7条第6項の一般廃棄物処分量の許可及び同法第8条第1項の一般廃棄物処理施設設置の許可、同法第9条の5第1項の一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)の許可若しくは同法第9条の6第1項の合併(分割)の認可を受け又は同法第15条の2の4の届出を行なっていること。
- (3) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能なものを除き、登録を受けようとする者の再資源化施設の受入基準に基づき受け入れた建設発生木材等を再資源化しており、一定水準以上の再資源化率を有していること。
- (4) 再生原材料の出荷先と産業廃棄物処理委託契約又は売買契約等を締結しており、安定的な出荷先が現に確保されていること及び出荷先の基準に従い品質、規格等について適正に管理していること。
- (5) 登録を受けようとする者の再資源化施設において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第2号に定める産業廃棄物処理基準に適合した処分が行われていること。
- (6) 建設発生木材等及び処理した再生原材料の保管場所が十分に確保され、品目ごとに適正に保管されていること。
- (7) 建設発生木材等の再資源化を前提とした処分料は神奈川県県土整備局が積算に用いる設計単価を基準とすること。ただし、建設発生木材等の受取場所は登録を受けようとする者の再資源化施設とする。
- (8) 登録を受けようとする者の再資源化施設において、廃棄物処理法の許可を受けてから1年以上が経過しており、建設発生木材等を適正処理した1年以上の実績を有していること。

- (9) マニフェストや受入伝票、出荷伝票等を適正に管理していること。
 - (10) 登録を受けようとする者の再資源化施設は、県内又は県境から10km以内にあること。
- (登録申請)

第6条 第3条による登録を受けようとする者は、建設発生木材等再資源化指定事業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1号及び第2号の規定による許可証等の写し
- (2) 建設発生木材等の受入基準（品目）
- (3) 再生原材料の品目
- (4) 再資源化施設の物質収支を示す図書
- (5) 再生原材料の出荷先になる事業者との受入に係る契約書の写し及び出荷先になる事業者の事業内容を示す資料
- (6) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能な建設発生木材等が混入した場合、当該建設発生木材等が適正に処理されていることを示す書面
- (7) 位置図、平面図、敷地面積（全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積）
- (8) 保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
- (9) プラントを構成する機械類の明細（能力、形式等）
- (10) 建設発生木材等の再資源化及び再生原材料の出荷実績
- (11) 廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者及び品質管理責任者の名簿並びに品質管理方法
- (12) 法人の登記事項証明書の写し（申請前3箇月以内のもの。）
- (13) その他県土整備局長が必要と認める書類

2 県土整備局長は、前項の申請に基づき指定事業者の登録をしたときは、建設発生木材等再資源化指定事業者登録証（第2号様式）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、3年間とする。

(登録の更新等)

第8条 登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の120日前から30日前までの間に建設発生木材等再資源化指定事業者登録更新申請書（第3号様式）を県土整備局長に提出しなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、前条中「3年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

3 第1項の更新の申請があった場合において、登録の有効期限の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の登録は、有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間、なおその効力を有するものとする。

(登録の変更・承継届・廃止等)

第9条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更があった日から30日以内に建設発生木材等再資源化指定事業者登録変更届(第4号様式)を県土整備局長に提出しなければならない。

(1) 所在地、商号若しくは名称又は代表者に変更があったとき。

(2) 指定施設の所在地、名称、施設責任者、技術管理者、品質管理責任者又は電話番号に変更があったとき。

2 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める期間内に建設発生木材等再資源化指定事業者登録変更申請書(第5号様式)を県土整備局長に提出しなければならない。

(1) 指定施設の敷地又は設備の規模に変更があったとき。(変更があった日から30日以内)

(2) 受入基準(品目)に変更があったとき。(変更があった日から30日以内)

(3) 再生原材料の出荷契約先に変更があったとき。(変更があった日から6箇月以内)

3 指定事業者は、指定施設を追加するときは、建設発生木材等再資源化指定事業者登録追加申請書(第6号様式)を県土整備局長に提出しなければならない。

4 登録・認定事業者から相続、合併又は分割等により、当該登録・認定に係る権利を承継し、引き続き当該建設発生木材等の再資源化を行おうとする者(第5条に定める要件を満たすと認められた者に限る。)は、その日から30日以内に、建設発生木材等再資源化指定事業者登録承継届(第4号様式の2。以下「承継届」という。)を県土整備局長に提出しなければならない。

5 指定事業者は、要領第5条各号のいずれかの基準に適合しない状態が30日を超えるときは当該施設の休止届を、当該施設の登録を廃止する場合又は休止状態が6箇月以上継続した場合は当該施設の廃止届を、建設発生木材等再資源化指定事業者施設休止・廃止届(第7号様式)により県土整備局長に提出しなければならない。

6 指定事業者は、休止状態の施設を再開するときは、建設発生木材等再資源化指定事業者施設再開申請書(第8号様式)を県土整備局長に提出しなければならない。

7 県土整備局長は、前4項の規定による届出又は申請があったときは、その旨を公表するものとする。

8 県土整備局長は、第2項、第3項又は第6項の申請に基づき、指定事業者の登録の変更を

したとき、指定施設を追加したとき又は指定事業者が休止状態の施設を再開したときは、建設発生木材等再資源化指定事業者登録証（第2号様式）を交付するものとする。

（調査及び指示）

第10条 県土整備局長は、必要があると認めたときは、職員に次の各号に規定する者に対して登録の要件等に関し、調査又は必要な指示をさせることができる。

- （1）第6条の規定による登録申請をした者
- （2）前号の者が処理した再生原材料の出荷契約先の事業者
- （3）指定事業者
- （4）前号の者が処理した再生原材料の出荷契約先の事業者

（登録の取消し等）

第11条 県土整備局長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- （1）虚偽の登録申請書を提出したとき。
- （2）職員が行う調査又は必要な指示に協力しないとき。
- （3）県土整備局長が公益上特に不相当と認めたとき。

2 県土整備局長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6箇月の範囲内で、期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- （1）登録要件を欠くに至ったとき。
- （2）県土整備局長が公益上不相当と認めたとき。

3 県土整備局長は、第1項又は第2項の規定に基づき、登録を取り消したとき又は登録の効力を停止したときは、その旨を書面で当該指定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。

（報告の義務）

第12条 指定事業者は、受入・出荷に係るマニフェスト及び出荷伝票等を適正に管理し、指定施設での前年度の建設発生木材等、一般廃棄物分の木くず及び混合廃棄物分の木くず等の受入量並びに再生原材料の出荷量等を集計し、4月末日までに建設発生木材等受入・出荷状況表（第9号様式）により技術管理課長に報告しなければならない。

第2章 建設発生木材等の再資源化に関する取扱基準

（建設発生木材等の種類、料金等）

第13条 請負人が指定施設に搬入する建設発生木材等の種類、再資源化を前提とした処分料等

は、次のとおりとする。

(1) 種類

指定施設の受入基準によるものとする。

(2) 再資源化を前提とした処分料

積算に用いる設計単価を基準とする。

(3) その他

受入基準への適合に関して疑義のある建設発生木材等について請負人は、指定施設と協議するものとする。

(建設発生木材等搬入手続き等)

第14条 請負人は、請け負った工事から建設発生木材等が発生する場合には、原則として指定施設に搬入しなければならない。

2 指定事業者は、請負人から建設発生木材等の再資源化の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

3 請負人は、搬入先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、当該搬入先での再資源化の実施の疑義等により監督員の指示がある場合は、それに基づき再度協議し、提出しなければならない。

4 請負人は、建設発生木材等を廃棄物処理法の定めるところにより責任をもって指定施設へ搬入しなければならない。この場合において、請負人は、建設発生木材等搬入（変更）計画書（参考様式）を参照して、建設発生木材等の搬入日時、数量等について、あらかじめ指定施設に連絡をしなければならない。

5 請負人は、当該工事で発生した建設発生木材等の搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書（第10号様式）に指定施設の証明を受けて監督員に報告しなければならない。

6 指定事業者は、指定施設に搬入される建設発生木材等を、適切な方法をもって正確に検収するとともに適切な保管、再資源化を行わなければならない。

(疑義)

第15条 この要領について疑義が生じたときは県土整備局長の指示によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年12月8日から施行する。ただし、第2章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日に改正し、施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月24日に改正し、施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日に改正し、施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日に改正し、施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日に改正し、施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日に改正し、施行する。